

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成27年7月27日

北海道釧路市

1 提案の概要

釧路市役所庁舎内に生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住居確保給付金受給者、その申請者及び相談者等、並びに生活困窮者自立相談支援事業（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就職支援窓口を設置し、本市の福祉事務所ケースワーカー、就労支援員、生活困窮者自立相談支援事業担当者（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び就労準備支援員等）（以下「ケースワーカー等」という。）とハローワーク釧路が連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

なお、実施にあたっては、一体的実施事業運営協議会を設置し、本市とハローワーク釧路、北海道労働局が綿密に連携し、お互いの信頼関係の下に、相互に協力し合い、住民の福祉の増進に資する方向で協力関係を構築していく。

2 提案理由

釧路市では、平成14年の太平洋炭鉱閉山及び平成20年のリーマンショックによる影響で、厳しい雇用情勢が継続したことから保護受給者が増大した。近年は多少減少傾向にあるが依然として保護率は全道一高い状況であり、稼働年齢層への就労支援を一層充実させることが重要となっている。

上記のため、現在本市では、ハローワーク釧路と連携した取組みを実施しており、一定の成果を挙げているところであるが、常設窓口の設置により一体的に実施することで、ケースワーカー等もこれまで以上にきめ細かな就労支援を実施することが可能となる。また、ハローワークとの連携が緊密になることから、それぞれが持つ情報の更なる共有が図られ、生活保護受給者等の支援に資するものと考えている。

さらに、生活保護等の申請や相談に来所する方が、より身近で求職活動を行うことができ、就労に向けた適切な支援や指導が可能となる。

以上のように、本市の業務とハローワークの業務が一体となることは、生活保護受給者等の就労支援に効率的かつ効果的であると考えられることから、本市とハローワークの一体的実施を提案する。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住居確保給付金受給者、その申請者及び相談者等、並びに生活困窮者自立相談支援事業

(2) 設置場所

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所1階

(3) 実施内容

本市が行う生活保護受給者等に係る就労自立のための支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介事業等を一体的に実施する。

①市の業務

本市は、生活保護受給者等に係る業務の実施に加え、ケースワーカー等による就労支援事業、職業相談や職業紹介のため、ハローワークの常設窓口を積極的に活用していく。

②ハローワークの業務

ハローワークは、常設窓口職員を配置し、本市から依頼を受けた稼働能力のある支援対象者に対して、キャリアカウンセリングや職業相談、職業紹介等を行う。

③連携して行う業務

本市とハローワークは、支援対象者に対する支援プランの策定や支援メニューの選定等を連携して行う。

(4) 実施体制

①職員

ハローワーク職員（就労支援ナビゲーター）2名が常駐

②機器

職業紹介端末 2台

求人情報提供端末 2台

(5) その他

費用負担その他事業の実施に必要な事項は、本市と北海道労働局の協議の上決定する。

4 実施予定時期

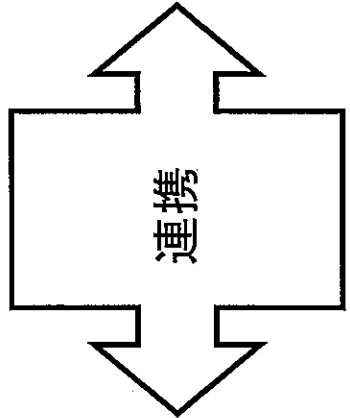
平成27年10月開始予定

～生活困窮者等に対する就労支援イメージ（釧路市）～

【現状】

《釧路市》

- ・就労支援事業
- ・就労支援員による就労面談
- ・同行訪問



《ハローワーク釧路》

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業
- ・巡回相談

国のアクション・プランを活用

【平成27年10月～】

(仮称)釧路市就労支援センター
(釧路市役所1階)

ハローワーク常設窓口設置により、生活保護受給者等の
市役所内でのワンストップ支援が可能！



- ・就労支援ナビゲーターによるキャリアカウンセリング、職業相談、職業紹介
- ・市とハローワークの支援プラン策定、支援メニュー選定等の連携
- ・求人情報提供端末の活用